

農業委員会第21回総会議事録

1. 日 時 令和7年3月14日（金）午前10時00分～午前11時40分

2. 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1201会議室

3. 出席委員（16人）

会長職務代理者 森田 昭則

1番 前田 和幸	2番 間崎 孝至	3番 桐生 五郎
4番 渥美 利男	5番 打田 光橋	6番 浦川 広巳
7番 山中 進	8番 阪田 泰久	9番 市川 正之
10番 舘 宣一	13番 稲田 利幹	14番 上田 みね子
15番 豊田 栄美子	16番 大野 久美子	19番 鈴木 啓之

4. 欠席委員（3人）

会長 鈴木 秀 12番 平子 伸 17番 小林 登志樹

5. 事務局

農業委員会事務局 伊與田次長、坂総務GL、吉村、森
農林水産課 岡農政GL、大石
耕地課 小河管理GL

6. 議事

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権）

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）

第6号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について

第7号議案 農地法第5条第4項の規定による協議について

第8号議案 農用地利用集積計画について

報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項第2号 使用貸借契約の解約について

報告事項第3号 農地法第3条の3の規定による届出について（相続等届出）

報告事項第4号 農地法第4条の規定による届出について

報告事項第5号 農地法第5条の規定による届出について（所有権）

報告事項第6号 農地法第5条の規定による届出について（貸借権）

報告事項第7号 非農地証明願いについて

報告事項第8号 時効取得による移転について

報告事項第9号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第2 地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について

7. 会議の概要

事務局

それでは、定刻となりましたので、鈴鹿市農業委員会第21回総会を開会いたします。本日、鈴木会長は、都合により、欠席されますので、森田職務代理より、ご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理者（挨拶）

事務局

森田代理、ありがとうございました。引き続き、総会の議事進行よろしくお願いたします。

議長（会長職務代理者）

それでは、お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第21回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第10番館宣一委員、議席番号第13番稲田利幹委員にお願い申し上げます。

それでは、議事第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書1ページ、及び別表の農地法第3条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

まず、1の176番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,011㎡です。取得後は水稻・野菜を栽培するとの申請です。また、譲受人の農作業暦、労働力、通作距離、従事日数、保有農機具の状況は別表のとおりです。番号ごとに記載しておりますので都度ご参照ください。

続きまして、1の178番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は119㎡です。取得後は果樹を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、1の180番及び1の181番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は687㎡と670㎡です。取得後は水稻・野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、1の182番及び1の183番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は2,860㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、1の187番は国府地区、申請地は八野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は2,122㎡です。取得後は、水稻・野菜を栽培するとの申請で、次の1の188番の農地と交換するものです。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、1の188番は国府地区、申請地は八野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,388㎡です。取得後は水稻・野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、1の192番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目と

も畑、面積は2,966㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、7の194番は稲生地区、申請地は野村町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,021㎡です。取得後は水稲・野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、15の193番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は110㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、19の184番は久間田地区、申請地は岸田町地内、登記地目は田及び山林、現況地目は田及び畑、面積は合計5,355㎡です。取得後は水稲及び小麦を栽培するとの申請です。

続きまして、19の185番は久間田地区、申請地は下大久保町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,684㎡です。取得後は水稲及び小麦を栽培するとの申請です。

続きまして、19の186番は久間田地区、申請地は岸田町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は6,040㎡です。取得後は水稲及び小麦を栽培するとの申請です。

続きまして、21の190番は深伊沢地区及び鈴峰地区、申請地は深溝町及び長澤町地内、登記地目は、田、畑及び原野、現況地目は畑、面積は合計8,337㎡です。取得後は花きを栽培するとの申請です。

続きまして、22の191番は鈴峰地区、申請地は長澤町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は合計1,205㎡です。取得後は花きを栽培するとの申請です。

続きまして、23の189番は庄内地区、申請地は西庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は合計641㎡です。取得後は水稲及び野菜を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は17件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長職務代理者）

別段無いようでございますので、第1号議案は全員賛成で承認といたします。

続きまして、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。
議案書4ページをご覧ください。

9の29番は河曲地区、申請地は国分町地内、登記地目・現況地目とも畑が1筆、登記地目・田、現況地目・畑が1筆、合計面積は1,767㎡です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は1件、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長職務代理者）

別段無いようでございますので、第2号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

議案書5ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き4ページ目をご覧ください。

まず、22の12番と22の13番ですが、こちらは、それぞれ後に説明いたします農地法第5条所有権、22の228番、22の229番と合わせて転用を行うことから、位置図の下にふたつの番号が記載されています。地区は鈴峰地区、申請地は長沢町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は4条と5条の合計で、それぞれ268.34㎡と285.43㎡です。申請内容は、当該地を農業用倉庫用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、22の12番につきましては許可後に農業用倉庫を建築いたしますが、22の13番につきましては、昭和50年ごろに既に北に隣接する住宅に付帯した農業用倉庫が建築されており、始末書が提出されておりますことから、これを追認するものです。

以上、申請件数は2件、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長職務代理者）

別段無いようでございますので、第3号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書6ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き5ページ目をご覧ください。

まず、1の206番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は165㎡です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。受人は隣地で理容店を営んでおりますが、来客用の駐車場が慢性的に不足していたことから、今般新たに転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、1の211番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は664㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、349.30㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、1の212番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は1,004㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、436.26㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、1の233番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は1,229㎡で、一体利用地を合わせると2,766㎡になります。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、1,445㎡です。農地区分は、第3種農地と判断されます。

続きまして、3の207番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目・現況地目ともに畑が1筆、登記地目・田、現況地目・畑が2筆、合計面積は474㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、239.41㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の216番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・田、現況地目・雑種地、合計面積は1,357㎡です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。受人は隣地で車解体業を営んでおりますが、事業拡大により解体前の保管用駐車場として、以前より、同用途で利用していた旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、3月10日に現地確認を実施しています。

続きまして、7の231番は稲生地区、申請地は野村町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,894㎡です。申請内容は、当該地を駐車場兼資材置場用地とするものです。受人は近隣で車の販売業を営んでおりますが、慢性的に駐車場が不足していたことに加え、取扱量の増加により、新たなパーツ置場も必要となったことから、

今般新たに転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、こちらは1,000 m²を超える案件の為、3月10日に現地確認を実施しています。

続きまして、7の234番は稲生地区、申請地は野村町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,021 m²です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。受人は隣地で運送業等を営んでおりますが、従業員駐車場が慢性的に不足していたことに加え、トラックの増車も予定していることから、今般新たに転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、こちらは1,000 m²を超える案件の為、3月10日に現地確認を実施しています。

続きまして、9の215番は河曲地区、申請地は木田町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は755 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、335.8 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、9の217番は河曲地区、申請地は十宮二丁目地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,358 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、469.06 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、9の219番は河曲地区、申請地は十宮町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,319 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、449.10 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、9の226番は河曲地区、申請地は国分町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,309 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、10の218番は一ノ宮地区、申請地は高岡町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は一体利用地を合わせて950 m²、うち農地部分で880 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、369.26 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、11の210番は箕田地区、申請地は中箕田一丁目地内、登記地目は田、現況地目は畑、面積は478 m²です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。申請人は、中箕田を中心に事業をしている企業の代表です。既に工事に着工しておりますことから、始末書が添付されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、12の220番は玉垣地区、申請地は土師町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は588 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、274.74 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の208番は栄地区、申請地は秋永町地内、登記地目・畑、現況地目・雑種地、面積は944 m²です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。受人は隣地で建設業を営んでおりますが、従業員駐車場が、慢性的に不足していたことか

ら、平成 17 年頃より、同用途で利用していた旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認するものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、15 の 222 番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目・現況地目とも田が 2 筆、とも畑が 5 筆、合計面積は 1,540 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、425.62 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、15 の 223 番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目・現況地目とも田が 9 筆、とも畑が 1 筆、合計面積は 988.91 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、425.62 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、15 の 224 番は栄地区、申請地は中瀬古町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 1,031 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、425.62 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、15 の 225 番は栄地区、申請地は中瀬古町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 794 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、425.62 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、15 の 227 番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 498 m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、15 の 236 番は栄地区、申請地は秋永町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 390 m²です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。受人は土木工事業を営んでおり、現在隣地にて資材置場を有しておりますが、事業拡大により、不足することから今般新たに転用するものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、16 の 230 番は天名地区、申請地は徳田町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は 1,057 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、421.87 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、16 の 232 番は天名地区、申請地は御菌町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は 2,521 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、1,343.2 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、17 の 209 番は合川地区、申請地は三宅町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は 1,406 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、457.91 m²です。農地区分は、第 3 種農地と判断されま

す。

続きまして、17の213番は合川地区、申請地は三宅町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,464㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、436.26㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、17の214番は合川地区、申請地は三宅町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,831㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、417.21㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、22の228番は鈴峰地区、申請地は長沢町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は先に説明いたしました農地法第4条の、22の12番と合わせまして268.34㎡です。申請内容は、当該地を農業用倉庫への進入路とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、22の229番は鈴峰地区、申請地は長沢町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は先に説明いたしました農地法第4条、22の13番と合わせて285.43㎡です。申請内容は、当該地を農業用倉庫への進入路とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、23の221番は庄内地区、申請地は西庄内町地内、登記地目・畑、現況地目・雑種地、面積は1,094㎡です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。こちらにつきましては、平成26年ごろに既に駐車場敷地として造成しており、始末書が提出されておりますことから、これを追認するものです。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、3月10日に現地確認を実施しています。

以上、申請件数は30件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願います。

議長（会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長職務代理者）

別段無いようでございますので、第4号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

議案書13ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き34ページ目をご覧ください。

まず、5の60番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目とも畑、土地の面積は493㎡です。申請内容は、当該地を店舗用地とするものです。受人は隣接する診療所と共同で地域医療サービスを行うもので、診療所に近接する同地に薬局を開設するための用地として転用を行うものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

続きまして、9の59番は河曲地区、申請地は河田町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は454㎡です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

19の61番は久間田地区、申請地は下大久保町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は実測で合計3,054㎡となります。議案書に記載してございます2429番、2430番、2431番の面積は公簿面積でございまして、3筆の実測合計面積は2,622㎡となります。申請内容は、当該地を砂利採取用地・一時転用とするものです。農地区分は、農用地と判断されます。農用地は転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、3月10日に現地確認を実施しています。

以上、申請件数は3件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願います。

議長（会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました第5号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長職務代理者）

別段無いようでございますので、第5号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第6号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第6号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について説明いたします。

議案書14ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き37ページ目をご覧ください。

3の14番は、太陽光パネル設置用地として令和6年7月18日付け第506-9-59号で許可いたしました事業計画の一部を変更したい旨の申請です。変更理由としては、資材不足によるパネルメーカーの変更によるもので、パネル枚数が218から184枚に、設置率が30.03%から25.32%に変更するものです。

以上1件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題の

ないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました第6号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長職務代理者）

別段無いようでございますので、第6号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第7号議案 農地法第5条第4項の規定による協議について、事務局より説明いたします。

事務局

第7号議案 農地法第5条第4項の規定による協議について説明いたします。

議案書15ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き38ページ目をご覧ください。

農地法第5条第4項において、鈴鹿市などの指定市町村が、転用を行う場合、事務の委任を受けた農業委員会との協議が成立することをもって、許可があったものとみなすため、今回、教育委員会から協議書が提出されました。

案件を説明いたします。天名地区の1番は、申請地は御菌町地内、登記地目・現況地目ともに畑が1筆、登記地目・田、現況地目・畑が3筆、面積は313㎡です。こちらは、令和8年に開校を予定している小学校に通うこととなる天名地区の学生のスクールバス乗り場として、令和9年3月31日までの一時転用です。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上1件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、転用については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました第7号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長職務代理者）

別段無いようでございますので、第7号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第8号議案 農用地利用集積計画についてでございます。別冊の農用地利用集積計画(案)の13ページ36番は、〇〇委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員 退席)

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第8号議案 農用地利用集積計画について、A4横別冊の農用地利用集積計画案により説明します。

計画書13ページ目をお開きください。10の36番は、一ノ宮地区で使用貸借と米

50 kgの物納です。

以上の内容は、従事日数など、令和5年4月1日改正による農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づく改正前の同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで権利関係者が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。なお、附則第5条には、施行後2年間は従前の例によることができる旨規定されていることを申し添えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長職務代理者）

別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認といたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

（〇〇委員 着席）

引き続き、農用地利用集積計画（案）の45ページ135番と46ページ138番は、〇〇委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

（〇〇委員 退席）

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

計画書45ページ目をお開きください。22の135番は、鈴峰地区で使用貸借です。計画書46ページ目をお開きください。23の138番は、庄内地区で使用貸借です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長職務代理者）

別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認といたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

（〇〇委員 着席）

引き続き、残りの第8号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

計画案1ページ目をお開き下さい。最初に国府地区です。1番は、使用貸借です。2番は、米30kgの物納です。

2ページ目は、庄野地区です。3番は、使用貸借です。4番は、米10kgの物納です。5番は、使用貸借と米30kgの物納です。

- 3 ページ目は、加佐登地区です。6 番は、米 30kg の物納です。
- 4 ページ目は、牧田地区です。7 番は、米 25kg の物納です。
- 5 ページ目は、石薬師地区です。8 番は、使用貸借です。
- 6 ページ目は、白子地区です。9 番、10 番は、米 15kg の物納です。
- 7 ページ目は、稲生地区です。11 番は、米 20kg の物納です。
- 8 ページ目は、飯野地区です。12 番は、米 50kg の物納です。13 番は、米 60kg の物納です。
- 9 ページ目からは、河曲地区です。14 番は、米 50 kg の物納です。15 番は、使用貸借です。16 番は、1 万円の金納です。17 番は、米 10 kg の物納です。
- 10 ページ目、18 番は、米 20 kg と米 10 kg の物納です。19 番は、米 60 kg の物納です。20 番は、欠番です。
- 11 ページ目からは、一ノ宮地区です。21 番から 28 番は、使用貸借です。
- 12 ページ目、29 番から 31 番は、使用貸借です。
- 13 ページ目、32 番は、使用貸借です。33 番、34 番は、米 25 kg 相当の金納です。35 番は、10,000 円の金納です。36 番は、冒頭ご審議いただいております。37 番は、米 25 kg の物納です。
- 14 ページ目、38 番、39 番は、米 25 kg の物納です。40 番は、米 50 kg と米 25 kg の物納です。41 番は、米 25 kg の物納です。
- 15 ページ目からは、箕田地区です。42 番は、米 50 kg 相当の金納です。43 番は、米 25 kg の物納です。44 番は、米 31 kg、米 26 kg、米 31.5 kg、2 筆合計で 37 kg の物納です。
- 16 ページ目からは、玉垣地区です。45 番は、中間管理機構をとおした使用貸借です。46 番は、中間管理機構をとおした 1 筆あたり 10,628 円と 2,950 円の金納です。47 番、48 番は、中間管理機構をとおした 14,750 円の金納です。
- 17 ページ目、49 番は、中間管理機構をとおした 1 筆あたり米 5kg と 9 kg の物納と使用貸借です。50 番は、中間管理機構をとおした 1 筆あたり米 1 kg の物納です。51 番は、米 25kg の物納です。
- 18 ページ目、52 番は、米 25kg の物納です。53 番は、中間管理機構をとおした米 25kg と米 50 kg の物納です。
- 19 ページ目、54 番は、中間管理機構をとおした米 50kg の物納です。55 番は、中間管理機構をとおした 1 筆あたり米 76kg の物納です。56 番は、中間管理機構をとおした南若松町〇〇と 2 筆で 60 kg の物納です。
- 20 ページ目、57 番は、中間管理機構をとおした 1 筆あたり米 35 kg、62 kg、67 kg、129 kg の物納と使用貸借です。58 番は、米 10kg の物納と使用貸借です。
- 21 ページ目からは若松地区です。59 番は、米 25kg 相当の金納です。60 番は、中間

管理機構をとおした1筆あたり9,248円と24,015円の金納です。61番は、中間管理機構をとおした10,325円の金納です。62番は、中間管理機構をとおした14,750円の金納です。

22ページ目、63番は、中間管理機構をとおした1筆あたり7,632円と22,089円の金納です。

23ページ目、64番は、中間管理機構をとおした1筆あたり23,648円の金納です。65番は、中間管理機構をとおした1筆あたり米23kgの物納です。66番は、中間管理機構をとおした1筆あたり米25kgの物納です。67番は、欠番です。68番は、中間管理機構をとおした1筆あたり米25kgの物納です。

24ページ目、69番は、中間管理機構をとおした1筆あたり米30kg、35kg、8kgの物納です。70番は、中間管理機構をとおした1筆あたり米33kgの物納です。71番は、中間管理機構をとおした1筆あたり米43kgの物納です。

25ページ目、72番は、中間管理機構をとおした1筆あたり米69kgの物納です。73番は、中間管理機構をとおした1筆あたり米70kgの物納です。

26ページ目、74番は、中間管理機構をとおした3筆合計で米90kgの物納です。75番は、中間管理機構をとおした2筆合計で米95kgと1筆あたり米95kgの物納です。76番は、中間管理機構をとおした土師町〇〇と2筆で米60kgと1筆あたり米125kgの物納です。

27ページ目、77番は、中間管理機構をとおした4筆合計で米155kgの物納です。

28ページ目からは栄地区です。78番は、使用貸借です。79番は、米30kg相当の金納です。80番と81番は、中間管理機構をとおした3,000円の金納です。

29ページ目、82番から83番は、中間管理機構をとおした3,000円の金納です。

30ページから35ページ、84番から103番は、中間管理機構をとおした3,000円の金納です。

36ページから38ページ、104番から111番までは、米30kgの物納です。

39ページからは久間田地区です。112番は、中間管理機構をとおした使用貸借です。113番は、欠番です。114番から40ページの118番まで、使用貸借です。

41ページからは、椿地区です。119番から、123番は使用貸借です。

42ページ目、124番は、30,000円の金納です。125番は、10,000円の金納です。

43ページからは、深伊沢地区です。126番は中間管理機構をとおした使用貸借です。127番は、使用貸借です。128番は、4,604円の金納です。

44ページ目、129番は、10,380円の金納です。130番は、15,000円の金納です。139番は、使用貸借です。

45ページからは、鈴峰地区です。131番から134番は、使用貸借です。135番は、冒頭ご審議いただいております。136番は、使用貸借です。137番は、3,000円の金納です。

46 ページは、庄内地区です。138 番は、冒頭ご審議いただいております。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました第 8 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長職務代理者）

別段無いようでございますので、第 8 号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 9 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書説明）

議長（会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項第 1 号から第 9 号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告といたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

議長（会長職務代理者）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

続きまして、議事第 2 地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議について、事務局より説明いたします。

事務局

農業委員会は、委員の皆さん、ご承知のとおり教育委員会や選挙管理委員会と同様、独立した行政委員会となります。今回、鈴鹿市が、これまで、事務委任規則及び補助執行に関する規則の 2 つの規則で、定めていました内容を、一本化する規則に変更することから、資料 1—1 のとおり、協議がありました。

資料 1—2 の 3 ページ、別表第 2 の農業委員会の事務の欄をご覧ください。これまでも、行っていた農業者年金や農地法に基づく事務を、新たな規則で定めることについて、協議があったもので、事務局としましては、問題はないものと考えております。本日の総会で、承認いただきましたら、鈴鹿市長に承諾する旨を文書で、回答いたします。以上です。

議長（会長職務代理者）

事務局から説明がありました。現在も行っている業務に関し、鈴鹿市の規則を一本化することから、今回の協議があり、事務局としては「問題はない」とのことですが、皆さんから、意見があればお願いします。

議長（会長職務代理者）

別段無いようでございますので、議事第 2 は、全員賛成で承認といたします。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。